

2020年7月号

(2020年7月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

東京：〒142-0062 東京都品川区小山 3-21-10-205

e-mail : info@senshu-sr.com

HP : <https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

新型コロナウイルス感染症にかかる支援制度 最低賃金の注意点

緊急事態宣言が解除されて以降、新型コロナウイルス感染症が再拡散され始めています。それに伴い様々な支援制度が創設されていくと思われます。今回は2つの支援制度を中心にご紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆家賃支援給付金の創設

2020年5月から12月までの間に①、②のいずれかにあてはまる事業者の方は、家賃支援給付金を申請できます。

- ① いずれかの1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
- ② 連続する3ヵ月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して30%以上減っている

給付額は、申請日の直前1か月以内に支払った賃料をもとに算定した月額給与額の6倍を一括支給
ただし、中小企業等は最大600万円になります。

申請期間は、2020/7/14～2021/1/15になります。

制度HP : <<https://yachin-shien.go.jp/index.html>>

リーフレット : <<https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/leaflet.pdf>>

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、2020/4/1～9/30までの間に休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者(事業主経由も可)の申請により、支援金・給付金を支給する制度です。当該労働者は、雇用保険加入未加入を問いません。

支援額は、休業前平均賃金の80%(日額上限11,000円)を休業実績に応じて支給となります。

制度HP : <<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>>

リーフレット : <<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646900.pdf>>

※労働基準法では、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合に、休業手当の支払い義務があります。本支援金・給付金があるからと言って、法的に休業手当の支払いを免れるものではありません。即ち、休業手当を支給せず、本支援金・給付金を利用することにより、行政から指導や是正を受ける可能性がありますので、休業手当を支払いつつ、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金を活用することを推奨します。

◆厚生年金保険の最高等級が引上げに

厚生年金保険は、給与額に基づき1等級～31等級に区分されています。現在は、31等級(標準報酬月額620,000円)が最高等級ですが、2020/9から32等級(標準報酬月額650,000円)を加えるとパブリックコメントがありました。正式な公布は8月の予定ですが、9月からの保険料計算、労使双方の保険料負担の増加などにご注意ください。

<<https://search.e>

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200121&Mode=0](https://search.e.gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200121&Mode=0)>

※詳細は、リンク先の下部「概要」から

◆離職証明書(離職票)作成時に注意! 被保険者期間の算定方法変更

失業等給付の支給を受けるためには、原則、離職日以前 2 年間の被保険者期間が通算して 12 か月以上であることが必要です。現在は、離職日から 1 か月ごとに区切った期間に、11 日以上の賃金支払基礎日数である月を 1 か月とカウントします。2020/8/1 以降は、上記に加え、賃金支払基礎の労働時間が 80 時間以上である月も 1 か月とカウントできるようになります。

リーフレット : <<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646900.pdf>>

◆最低賃金の計算

毎年 10 月に改定される最低賃金。改定時や新人の給与計算時に下回っていないか留意していることと思います。ただ、最低賃金の計算は、少し特殊であるがゆえに正しく計算されていないことが少なからず見受けられますので、下記ご参考ください。

1 時間あたりの賃金の求め方は、時間制の人は時間給、日給制の人は日給÷1 日の所定労働時間、月給制の人は月給÷1 か月の平均所定労働時間、出来高払制等の人は出来高払等の賃金総額÷その総労働時間となります。各賃金が最低賃金(現在の最低賃金は、大阪 964 円、京都 909 円、東京 1,013 円)を下回っていなければ良いです。

ここからは月給制をご紹介します。よくご質問頂くのは、①月給に含まれる賃金、②1 か月平均所定労働時間です。

①月給に含まれる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金、つまり基本給と諸手当です。ただし、下記を除きます。

- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ・午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

間違いやすいのが、基本給のみで諸手当を全て除いている、住宅手当を除いている、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除いていない、固定残業手当(毎月支払われますが、所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金)を除いていないことが見受けられます。

②1 か月平均所定労働時間は、年間の総労働時間÷12 か月で求めます(小数点第 2 位切捨)。

下記、月給制の具体例です。

基本給 : 200,000 円、固定残業手当 50,000 円、皆勤手当 10,000 円、家族手当 10,000 円、住宅手当 10,000 円、通勤手当 5,000 円、給与計算月の残業代 30,000 円

年間労働日数 250 日、1 日の所定労働時間 8 時間

①月給に含まれる賃金は、基本給、住宅手当ですので、合計で 210,000 円になります。

②1 か月平均所定労働時間は、250 日×8 時間÷12 か月=166.6 時間

1 時間あたりの賃金は、210,000 円÷166.6 時間=1,261 円になりますので、この金額が各都道府県の最低賃金を下回っていなければ良いです。

※上記は、地域別最低賃金を想定しています。特定(産業別)最低賃金が適用される場合は、お問い合わせください。